

市民後見人の現状と課題

平成 29 年 9 月 19 日(火)

特定非営利活動法人市民後見人の会・ながさき

I. 市民後見人の会・ながさきの活動について

1. 市民後見人の定義

市民後見人について統一した見解や明確な定義はないが、日本成年後見学会によると『弁護士や司法書士などの資格は持たないものの社会貢献への意識や倫理観が高い一般市民の中から、成年後見に関する一定の知識や技術、態度を身に付けた良質の第三者後見人等の候補者』とされている。

→ 当会では「養成講座受講」が原則

なお、当会では、「市民後見人は不足を補う存在ではなく、市民らしい細やかな後見活動ができる人財」と捉えており、「資格の有無を問わず誰もが地域の住民である」という立場をとっている。つまり、市民活動は『横社会』であることを旨としている

2. NPO 立ち上げに至った経緯

平成 17 年度に高齢社会 NGO 連携協議会(高連協)が全国 47 か 所で展開した「市民後見人養成講座」受講生の有志で H18 年に任意団体を立ち上げ、勉強会を継続する一方で、NPO 法人格取得の準備を始め、平成 21 年 8 月に認証を得た。

3. 養成・研修

- (1) 養成講座実施(H17～24 年)、H25 年は長崎市と協働事業、H26 年から長崎市が実施
- (2) フォローアップ研修(継続研修)
奇数月は原則外部講師の勉強会、偶数月は少人数での事例検討などのミニ勉強会
- (3) 後見人等候補者対象の事前研修 I (候補者から受任までの流れ・心構えなど)
- (4) 後見人等候補者対象の事前研修 II (審判から確定、初期の事務作業について)
- (5) 後見支援連絡会(年 2 回)
- (6) 市主催 後見受任事例検討会(年 1～2 回)

4. 受任・活動形態

個人受任であり、かつ会員二人の複数後見である。

- (1) 個人受任のよい面、難しい面
 - 【よい面】
 - ・後見人自身が主体的に考え行動することで自覚と責任が芽生える
 - ・後見活動の時間や内容に必要以上の制約がかからない
 - 【難しい面】
 - ・独善になりがちである
 - ・後見活動中の損害賠償等に対する補償が担保されていない

(2) 会員二人体制のよい面、難しい面

- 【よい面】
- ・独善に陥らないよう複数の視点でご本人の最善を考えることができる
 - ・月に複数回の訪問が可能
 - ・後見活動の経験者と新人が組むことにより、経験を伝えることができる
 - ・一人では荷が重い、二人体制であり、当会の後見支援担当も協力
 - ・後見人の一方に急用や病気、長崎を離れるなどの事情ができたときでも互いにカバーし合える（会も後見支援をしていく）
- 【難しい面】
- ・十分な情報の共有ができていくかどうかの確認
 - ・後見人同士の相性
 - ・有職者とそうでない人の活動量の差
- （当会では、「できる人が、できるときに、できることを」としている）

5. 受任の状況

(1) 受任件数（年度）

	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	計
受任	1	1	1	1	3	0	3	0	2(2)	12(14)
終了				1		2		1		4

()は予定数

(2) 受任経路

デイサービス、行政、ケアマネジャー、法務局(人権擁護委員)、地域包括支援センター、法テラス、長崎県社会福祉協議会(日常生活自立支援事業)

(3) 後見内容

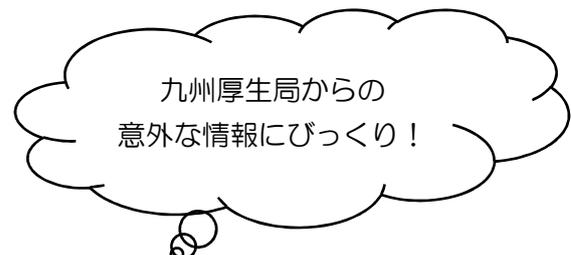
- ① 後見類型 7件、 保佐類型 5件
- ② 在宅 6件、 病院・施設 6件、
- ③ 監督人なし 3件、 監督人あり 8件、1年間だけ監督人が就いたケース 1件
- ④ 後見人等実践者 19人

(4) 地域密着

できる限り、ご本人のお住まいや施設に近い市民後見人を組み合わせている。
その地域の特性や情報に精通しており、細やかな援助ができて、交通費等にかかるご本人の負担も少なくすむ

6. 報酬について

- (1) 基本的にはボランティアな活動と位置付けている
- (2) しかし、会運営にどこからも援助がない現状では、報酬付与の申請をしていただき、任意で報酬の1/3程度を会の運営、勉強会講師費用などとして寄付をお願いし、2/3は審判確定以前の交通費や通信費、諸申請時の印紙代、税金等の増加分など実質的な出費に充ててもらっている



Ⅱ. 当会が抱える課題

1. 内部的な課題

- (1) 前記の受任・活動形態における【難しい面】について
- (2) 使命感や思いだけでは継続しにくい NPO 法人運営の問題
 - ① 事務所家賃や事務用品費、光熱費、IT機器のランニングコスト等の費用
 - ② 運営委員(月 2)や事務局員(週1常時 4 名＋不定期 2～4 名)の手弁当に甘えている現状
- (3) 会員が市民後見人を受任しにくい時間経過の問題
 - ① 会員の高齢化 ② 会員自身の健康 ③ 配偶者の健康
 - ④ 老親の介護 ⑤ 孫の世話 ⑥ モチベーションの喪失など
- (4) 責任の重さをいかに軽減するかという課題
ただし、一部分だけの係わりでは後見等活動の全体像を把握できず、本来的な後見活動に結びつきにくい

2. 外部的な課題

- (1) 家庭裁判所の反応
 - ① H22 年度フォローアップ研修時の家庭裁判所書記官の助言：
『後ろ盾と保険』が必要、『まずは実績を積んでいく』
 - ② H27 年度市民後見人候補者養成講座での家庭裁判所書記官の発言：
『家庭裁判所から市民後見人(の会)に直接お願いすることはない』
 - ③ H28 年度『市民後見人に期待をしている』、『ただしハードルは下げない』
- (2) 新しい担い手(市民後見人候補者)の確保が困難
 - ① 社会情勢の変化(年金開始時期の延長や長寿社会の影響など)
 - ② シニア層における関心の多様性
- (3) だれもが安心して市民後見人を引き受けられるバックアップ体制の整備
長崎市では、当会の受任者を対象に H24 年度から年に 1～2 回市主催の事例検討会が開催され、行政、助言者と各種問題や情報を共有してきたが、常時のバックアップ体制の充実が望まれる
- (4) 「後見報酬助成制度」の拡充
生活保護費受給者や低所得者の後見等支援においては、ご本人の最低限の生活費から後見人や監督人の必要経費や報酬をいただくのが心苦しいというのが実情
- (5) 「仏つくって魂入れず」への危惧
市民後見人が増えることも必要だが、福祉マインドをもって市民後見活動ができる人材を育成していくことが大事と考える
- (6) 行政、社会福祉協議会、専門職など関係機関間の良好な関係づくり、協力体制

成年後見制度を利用する同じ市民の立場で、活動を通して気づいたことを述べさせていただきました。市民後見人が主体的に活動できるよう、過剰な制約はできるだけ避けていただければと願っています。また、できない理由をさがすのではなく、できることから始めませんか！